

事務連絡
令和4年2月1日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いについての補足

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり、補足事項を示します。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願ひします。

記

○ 抗原定性検査キットの発注等における留意事項について

今般、厚生労働省より、令和4年1月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について」が発出されました。

当該事務連絡により、今後、無料検査を行うため抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者・メーカーから購入する実施事業者は、当該医薬品卸売販売業者・メーカーに対して「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」（以下「優先供給説明書」）を提出することとされました。また、実施事業者は抗原定性検査キットを購入した際に、優先供給説明書の写しを無料検査の補助等を行う都道府県等に提出するとともに、実際の購入数を当該都道府県等に報告することとされておりますので、この点についてご留意のほどお願ひします。

なお、実施事業者から優先供給説明書の写しの提出及び購入数の報告を受けた都道府県等においては、実施事業者によっては広域で一括して発注する場合があること等も踏まえつつ、需給が安定するまでの適正な流通の確保の観点から把握された購入数を各都道府県における無料検査事業の検査件数の計画値の遵守にご活用頂くようお願ひします。

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752